平成２２年（フ）第９３号
栃木県栃木市平柳町２丁目３番10号
破産者　有限会社竹田建設
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１８号
栃木県鹿沼市上永野651番地
破産者　植竹　好美
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９０号
栃木県鹿沼市茂呂2612番地
破産者　有限会社善林材木店
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５７６号
栃木県鹿沼市泉町2459番地
破産者　善林　重治
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３３号
栃木県下都賀郡壬生町通町５番29号
破産者　島根　成見
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６３号
栃木県大田原市黒羽向町439番地
破産者　有限会社黒羽石材
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第８４号
栃木県那須塩原市東豊浦23番地23　加藤アパート１号
破産者　仁平　チヨ
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第４１８号
埼玉県草加市金明町1280番地２
破産者　有限会社東海プラントサービス
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２７３号
東京都品川区上大崎２丁目13番32―405号
破産者　アズマフジ有限会社
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２７４号
東京都立川市曙町１丁目８番１号ハイツ曙202号
破産者　東　不二雄
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３０７号
三重県松阪市曽原町326―２　スターブライトＡ棟202号室、開始決定時住所三重県津市新家町2203番地39
破産者　山下　哲也
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０８号
三重県松阪市曽原町326―２　スターブライトＡ棟202号室、開始決定時住所三重県津市新家町2203番地39
破産者　山下さつき
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９２号
三重県鈴鹿市岸岡町3438　コーポ打越坂Ｃ棟101号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市南若松町496番地の12
破産者　伊藤　俊夫
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１５号
三重県津市一身田町248番地１
破産者　齋藤　光弘
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１９号
三重県鈴鹿市平田２丁目１番35号　ビジネスプラザ太平洋302号室、前住所三重県鈴鹿市平田新町２番38号
破産者　竹内　武志（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１２号
兵庫県姫路市紺屋町39番地
破産者　姫路カード協同組合
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２８７７号
福岡市西区生松台２丁目19番10号
破産者　有限会社三笘写真事務所
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９７号
東京都東大和市桜が丘２丁目214番地の１リーベスト玉川上水802
破産者　石田　朝宣
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９９９号
東京都八王子市千人町４丁目３番27号
破産者　株式会社サステム
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０００号
東京都八王子市千人町４丁目３番27号
破産者　佐藤　順一
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部